随意契約（プロポーザル等を除く）一覧表（市民人権局分）（令和8年4月分）

No.	担当課	問合せ先（直通）	業務名	契約業者名	契約金額（税込）（円）	契約日	根拠法令	随契の種別	備考
1	区政推進課	228-7579	無料法律相談業務	大阪弁護士会	―	R8.4.1	法律相談の実施に当たっては、法律の知識を用いて個別具体の相談に応じられるよう弁護士による対応が必要であり、また、予定していた担当弁護士が急遽対応不可能になった場合には代替要員を手配するなど不測の事態への対応も必要である。これらを確実に遂行できるのは、大阪府を主要な活動拠点とし、多数の弁護士が入会している大阪弁護士会が唯一の団体であるため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	1者随契	単価契約 ・美原区を除く6区 32,410円／回 ・美原区 21,960円／回
2	消費生活センター	221-6538	令和8年度特定計量器定期検査業務及び手数料の徴収事務	一般社団法人 大阪府計量協会	9,164,100	R8.4.1	本業務は、計量法第20条第1項の規定に基づき指定した「指定定期検査機関」でなければ当該業務を行うことができない。 令和8年度契約に際し令和8年1月5日（月）～令和8年1月21日（水）に新規指定申請者を募集したが、応募はなかった。以前より指定を受けている一般社団法人大阪府計量協会と随意契約する。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	随意契約	
3									
4									
5									
6									